

かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会の設置及び運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会（以下「計画評価委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 委員会は、「かながわ高齢者保健福祉計画」（以下「計画」という。）に掲げる施策・事業の評価を行うことにより、計画の効果的、効率的な推進等に資することを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 計画評価委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 計画に掲げる施策・事業の評価に関すること
- (2) 次期計画の改定に関すること
- (3) 介護給付の適正化に関すること
- (4) その他高齢者保健福祉に関すること

(構成員等)

第4条 委員会は、委員20人以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 5名以内
- (2) 医療関係者 5名以内
- (3) 福祉関係者 2名以内
- (4) 市町村職員 3名以内
- (5) 地域包括支援センター職員 1名
- (6) 地域団体関係者 1名
- (7) 保健福祉事務所職 1名
- (8) 公募による県民 2名以内

なお、第2号の医療関係者には、次に掲げる者を含めるものとする。

ア 公益社団法人神奈川県医師会理事（介護保険・地域包括ケア担当）

イ 公益社団法人神奈川県歯科医師会常任理事（地域保健（スペシャルニーズ担当））

また、第4号の市町村職員には、次に掲げる者を含めるものとする。

ア 神奈川県市長会会長市高齢者保健福祉計画主管課長

イ 神奈川県町村会会長町村高齢者保健福祉計画主管課長

2 委員は、別に設置する神奈川県介護予防事業市町村支援委員会（以下「介護予防委員会」という。）の委員を兼任するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和9年3月31日までとし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、介護予防委員会の委員長を兼任し、副委員長は、介護予防委員会の副委員長を兼任する。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとし、任期は、特に定めのない限り各委員としての任期になる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 計画評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 計画評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 計画評価委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(部会)

第8条 第3条の所掌事項のうち、特定の課題について、調査及び検討を行うため、必要があるときは計

画評価委員会に部会を設置することができる。

2 その他部会の運営に必要な事項は別に定める。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。